

山口市公式ホームページリニューアル
業務委託仕様書

平成31年4月

山口市

1. 業務の概要

(1) 業務名

山縣市ホームページリニューアル業務委託

(2) 業務目的

山縣市公式ホームページは、平成24年4月にコンテンツマネジメントシステムを導入して以来、各課等でページの更新を行っており、全ページで統一感のある、見やすく分かりやすいページの提供に努めてきた。

しかし、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められる中、サイト構成やシステム的な問題への対応も求められている。

また、住民のニーズの把握や、本市に対して興味や関心、親しみを持ってもらえるコンテンツが不足している。

そこで、カテゴリ分類、デザイン等を閲覧者の利便性向上、担当職員による事務負担軽減を優先として見直す必要があると考え本業務を実施する。

公募型のプロポーザル方式を採用し、価格評価のみならず提案書やプレゼンテーション内容等により総合的に判断し最も優れた提案を行った事業所を本業務の受託事業者とする。

(3) リニューアル方針

本業務は、CMSの導入構築、デザイン及びテンプレートの作成、現行ウェブサイトの調査分析、各種マニュアルやガイドラインの作成、操作研修の実施、リニューアルに伴う総合的なコンサルティングを行うものである。

なお、動作環境はホスティングサービスの利用を想定している。

- ・分散して管理している本サイトと別サイト（別サーバ管理分を含む）を統合し、統一感のある分かりやすいサイトを構築すること。
- ・現行ページの分析や既存コンテンツの見直しを行い、改善策と新たなコンテンツや機能の追加を提案すること。

また、「山縣市らしさ」を調査検討し、地域セールス力の向上につながるようなデザイン、機能、サイト設計を提案すること。

- ・カテゴリ分類、メニュー等で構成するナビゲーションやデザインの再構築を行い、閲覧者が容易に目的の情報にたどり着くことができるサイトを提案すること。
- ・高齢者や障がい者などが支障なく利用できるホームページとするため、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したホームページであること。
- ・専門知識、技術を持たない職員でも、ワープロ感覚で編集が可能なCMSの導入と各種ガイドラインの整備を行うこと。

また、リンク切れ、知らせたい情報への誘導効果等のサイト品質の維持向上を図ることができる提案を行うこと。

- ・災害情報を的確にいち早く掲載でき、継続的に提供できる機能等を提案すること。

(4) 業務の概要

(ア) CMS、システム、サーバ環境の導入、構築、設定

- (イ) 現行サイトの調査分析と問題箇所・弱点の抽出
- (ウ) ホームページの構造、運用設計及びデザイン
- (エ) アクセシビリティ対策
- (オ) 現行サイトからCMSへのデータ移行
- (カ) 各種マニュアル、各種ガイドライン等ドキュメント類の作成
- (キ) 操作研修の実施
- (ク) 運用、保守支援

(5) 契約期間、スケジュール

- (ア) ウェブサイトリニューアルに係る導入業務の委託契約期間
契約締結日から令和2年3月31日まで
- (イ) 新サイト公開日
公開予定日は令和2年3月1日（予定）とする。時間は協議の上決定する。
また、3月1日に公開することを前提とした週単位のスケジュール表を契約時に作成し、紙面で提示すること。
なお、詳細は本市と受託事業者が別途協議し決定する。

(6) 対象サイト

山県市公式ホームページ (<http://www.city.yamagata.gifu.jp/>) 配下のページ

- (ア) 山県市公式ホームページ内「山県市観光・イベントガイド」と、以下のコンテンツ（山県市公式ホームページのドメインとは異なる外部サイトとして稼働している）に関しては、受託事業者からの企画立案を元にCMS内に特設サイト（（仮称）山県市の魅力発信）として再構築すること。

【山県市の魅力発信】

- ・ 山県市公式ホームページ「山県市観光・イベントガイド」
(<http://www.city.yamagata.gifu.jp/event/>)
- ・ 山県市移住・定住ポータルサイト「ぎふやまがたで送る田舎暮らし」
(<https://inaka-gurashi-yamagata.gifu.jp>)
- ・ 山県市マリッジサポートセンター (<https://yamagata-marisapo.net>)
- ・ 山県市子育て支援げんき (<http://yamagatagifu-kosodate.net>)
- (イ) 以下のコンテンツは（ア）のように山県市公式ホームページとは別のデザインにするのではなく、リニューアルした山県市公式ホームページのデザイン（ヘッダーやフッターは変わらない）を踏襲しながら専用のヘッダーやメニューを配置したデザインとすること。
 - ・ 市長の部屋 (<http://www.city.yamagata.gifu.jp/shisei/sityou/>)
 - ・ 山県市立小学校、中学校のホームページ
(<http://www.ip.mirai.ne.jp/~takatomisyo/> 等)
- (ウ) 以下のサイトは同一ドメインで運用するが、CMSでの管理運用の対象外とし、受託事業者のサーバに格納でき、必要に応じて更新できること。
 - ・ 例規集 (http://www.city.yamagata.gifu.jp/reiki/reiki_menu.html) 配下のページ

※原則として「http://www.city.yamagata.gifu.jp/」以外の別ドメイン（サブドメインを含む）は、対象外とする。

（７）移行対象ページ数

移行対象ページ数は特設サイトも含め、計2000ページ程度を想定。

2. システム動作環境要件

以下の各要件に関して、金額も含めバランスの取れた企画を提案すること。求める要件は次のとおりであるが、これを超えるより良い提案がある場合は、その提案を妨げない。

また、見積書にも可能な限り明細を記載すること。

（１）ホームページの稼働に関する要件

- （ア）365日24時間の稼働を原則とする。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、サービス停止から原則として6時間以内に復旧または代替手段を用意し、サービスの利用に支障が無いようにすること。
- （イ）セキュリティパッチの適用等、一時的にサービスが停止するおそれがある場合には、事前連絡を原則とし、代替システムを用意するなど、可能な限りサービスの停止を防ぐ対策を施すこと。

（２）動作環境に関する要件

- ・データセンター、サーバ環境等に関する要件については、「(別紙2) データセンター機能要件一覧」を参照すること。
- ・CMS環境と公開環境、テスト環境の3つを用意すること。
- ・再構築後5年間の運用に耐えうる十分な容量を確保すること。
- ・ウイルス対策については、公開環境、CMS環境の2式にウイルス対策を実施すること。また、同等以上のウイルス対策がある場合はその旨を提案書に記載すること。
- ・公開環境のSSLサーバ証明書を導入設定すること。セキュリティパッチの適用等、サーバの管理運用は受託者が責任を持って行うこと。

（３）ソフトウェアに関する要件

ソフトウェアの環境は提案に委ねるが、具体的な性能や構成、保守内容や体制等を企画提案書にて具体的に示し、稼働に必要な全てのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

また、セキュリティの観点からWEBで公開されているオープンソースのCMSは不可とする。

（４）ネットワークに関する要件

職員が使用する既存の端末から岐阜県SCを経由して、仮想環境（種類：RDS）からデータセンター内のサーバへ接続し、ページの管理を行うことが可能であること。

本市のネットワークとの接続やアドレス規制等に関して、本市と十分に協議のうえ、設計すること。

(5) セキュリティ対策に関する要件

外部からのアタック等の不正アクセス、内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を施し、そのセキュリティ効果が劣化しないよう保守業務を行うこと。

CMSへのログイン、ログアウトの履歴は操作ログ情報として保管し、不正に消去・改ざんされない仕組みを有すること。

(6) CMSの稼働に関する要件

ホームページとCMSが別に稼働する場合は、CMS側も可能な限り365日24時間の稼働が望ましい。ただし、何らかの理由によりサービスを一時停止する場合は、事前周知をするなどの対応をすること。

(7) その他の要件

- ・必要と思われる保守要件を可能な限り企画提案書にて具体的に提案すること。また、アクセス解析等、技術的保守に限定しない運用支援についても提案を求める。
- ・障害の際は、365日24時間、受託事業者が動的に連絡し、対応すること。

3. 構築に関する基本要件

(1) 開発要件

受託業者において開発環境を用意し、開発されたシステムが業務で使用できるかどうかを検証するため、本番環境下で総合試験を実施すること。

なお、内容等については本市と協議の上決定する。

(2) システムの基本要件

(ア) CMSソフト

基本OSは、Microsoft Windows またはLinux 等の一般的に利用されているものとする。

(イ) ウェブコンテンツの形成

原則として、生成されるコンテンツは全て静的なものとする。ただし、イベントカレンダーやアンケート等、必要に応じて動的に生成されることが最適なものを提案する場合は、別途本市と協議の上決定する。

閲覧者の使用するブラウザは以下のものを想定しており、これらのブラウザにてレイアウトが崩れないように生成されること。

- ・パソコン向け Internet Explorer 11 以上、Firefox、Google Chrome、Safari の最新版

- ・スマートフォン向け iPhone 及びAndroid の標準ブラウザ
多言語対応 (UTF-8) していること。

複数の音声読み上げソフトに対応できるよう、作成されたコンテンツのソースはアクセシビリティに配慮した順番で記述すること。

文字を拡大する機能や文字や背景色を変更する機能等を付与し、視覚に障がいがある人

も利用しやすいものとする。

(ウ) クライアント環境

職員が使用する既存のPCからブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。

なお、クライアントPCは、OSがWindows7、Windows8.1またはWindows10、ブラウザがInternet Explorer11で職員が作成、更新、管理業務が行えること。

(エ) CMSサーバへの接続

クライアントPCからCMSサーバへの接続は、Internet Explorerを通じてID、パスワードは各課に任意の数を付与でき、上限は設けない。

(オ) CMS利用者

CMSのユーザは次の数を想定する。また、CMSの同時ログインユーザー数が50人に達する場合でも、作業が滞ることのないような良好なレスポンスを実現すること。

区分	ユーザ数	業務内容
作成者	240人	各課のコンテンツの作成、更新、削除を行う権限を有する。
承認者	35人	作成者が作成、更新したコンテンツの内容を確認、更新する権限を有する。
サイト管理者	5人	各課が作成、更新した今年各最終承認権限、全コンテンツの編集権限、カテゴリ管理等のサイト全体の管理権限を有する。

(カ) ライセンス費用

ユーザ数やページ数の増加等による追加のライセンス費用が発生しないこと。

(3) システムの機能要件

(ア) 導入実績

過去に、国、都道府県、市町村においてCMSの導入を前提とする公式ウェブサイトの構築業務での受注実績があり、現在も稼働中であること。

(イ) 機能要件

CMSの機能要件は「(別紙1) CMS機能要件一覧兼回答表」に示す。

なお、「(別紙1) CMS機能要件一覧兼回答表」に記載している内容のうち、「必須」の項目については、必ず条件を満たすこと。ただし、条件どおりの実装が困難な場合は、代替案の提案を可とするが、本市がその代替案について要求事項を十分に満たすものであると判断した場合のみ、対応可能と解する。

また、「推奨」とされている項目については、必ず満たされなければならないものではなく、審査の対象とし、同項目について要件を満たす提案を行った場合は必ず履行すること。

(ウ) CMS導入、設定

市から提供されたCMSのユーザ情報、所属の基本情報、カテゴリ情報等について、受託事業者にてCMSへ初期設定(マスタ登録作業)を行うこと。

なお、カテゴリは、受託事業者が提出した「新カテゴリ案」を基に、打合せの上で決

定したものを登録すること。

CMSを稼働させるために必要な設定、手順等を記した「CMS設定・手順書」(成果物A)を提出すること。

CMSの権利、条件等について明記された「CMSライセンス証書」(成果物B)を提出すること。

(4) 現行サイトの調査分析と問題箇所、弱点の抽出

現行サイトにおけるユーザビリティ、アクセシビリティ、地域セールスの観点から見た問題点や弱点を調査分析し、その改善策を示すこと。以下(4)。(ア)、(4)。(イ)の調査分析は必ず実施すること。

(ア) アクセスログ分析、キーワード分析

現行サイトは、Google Analyticsを導入しており、必要なデータを市より提供する。

分析は単にページビューの大小ではなく、ページビューに直帰率や検索キーワード等を組み合わせて実施すること。その際に発見された課題について、受託事業者にて改善策を提案し、改善を実施すること。さらに、課題と改善策についてまとめ、「アクセスログ分析レポート」(成果物F)として提出すること。

再構築後に継続して調査分析ができるように、サイト管理者がアクセスログを簡単分析できる機能(またはサービス)等を提供すること。

(イ) ユーザビリティ及び地域セールス力に関する調査分析

アクセスログ分析だけでは発見できない主にユーザビリティ上の課題および地域セールス力の課題について、目視等の手法により、調査分析を行い、改善課題の抽出を実施すること。調査分析に際しては、現行サイトを確認し、問題箇所、問題根拠、改善策についてまとめ、「ユーザビリティ及び地域セールス力向上のための問題調査レポート」(成果物G)として提出すること。他のサイトでも通用するようないわば一般論をもって課題抽出としてはならない。

また、調査分析を行うに当たり、課題の発見のための根拠資料として、「ユーザビリティ及び地域セールス力向上のためのルール」(成果物H)を事前に作成し、これを提出すること。

また、どのような調査分析を実施するのかについて品質がわかるような内容を企画提案書に記すこと。

(ウ) その他必要と思われる調査分析

その他、業務の達成に有効と思われる調査分析手法の提案があれば、企画提案書に記すこと。

(5) デザイン

現行サイトの課題やリニューアルの基本理念、基本方針等を勘案し、トップページ、メニューページ、記事ページについて、最適と考えるデザインを作成すること。

また、サイトの全体構成、記載項目の整理、閲覧者のアクセシビリティ、ユーザビリティを配慮し、標準化、統一化されたデザインとすること。

(ア) デザインコンセプトの提案

マインドマップ等の手法を用いて、本市のブランドイメージ向上につながるようなデ

デザインコンセプトを提案すること。なお、「デザイン定義書」としてまとめ、紙面で提出すること。

(イ) デザインの設計

あらゆる閲覧者に共通する情報検索方法は、キーワードによる検索と考えている。閲覧者にとってのユニバーサルデザインをベースにし、「山口市」をアピールできるデザインを提案すること。なお、デザイン詳細は打合せの上決定する。

- ・本市のイメージを効果的に表現し、山口市らしさが伝わるデザインとすること。また、可能な限りインパクトがあるデザインを盛り込み、動画や写真を用いて本市の様々なイメージ画像が表示される仕掛けを作成すること。
- ・保守の範囲内で、デザインの軽微な変更を容易に行うこと。
- ・災害時にスムーズな情報提供を可能にするため、災害用のサブトップページを作成すること。
- ・サイト共通部分のデザイン修正が、全体に反映できること。
- ・必要なテンプレートは新規作成すること。
- ・各ページには、タイトル情報、グローバルナビゲーション（全ページ共通メニュー）、ローカルナビゲーション、パンくずリスト、各課の連絡先等を必ず配置できること。
- ・A4縦型でプリントした際、文字や画像が切れることがないようにすること。

(ウ) デザイン、カテゴリ再分類等のサイト設計

- ・閲覧者が目的のコンテンツを容易に探し出せることを重要視しており、現行サイトの課題やリニューアルの基本理念・基本方針等を勘案し、最適と考えるサイト設計を行うこと。

また、サイト設計案の提示については、サイト設計の基本的な考えや提案するサイト構成の利点・アピールポイント等を「企画提案書」に具体的に示すこと。

- ・主要な情報又は複数のカテゴリに関するコンテンツページについては、トップページやメニューページ、記事ページ等から複数の導線でアクセスできるように設計すること。
 - ・パソコン、スマートフォン、タブレット等の閲覧者環境の多様化に対応し、各々の環境で適切に市公式ホームページが表示されるようにすること。また、本市職員がパソコン向けページを作成・更新すれば他の環境にも対応したページが自動的に生成されるようにCMSを構築すること。
 - ・メニュー等、新サイトで必要なページを新規作成すること。
 - ・アクセス解析については、現行サイトと同様にGoogle Analyticsを導入し、各テンプレートへの埋め込み作業等を行うこと。
 - ・サイト内検索については、閲覧者が最短で目的の情報にたどり着くことができるよう、サイト内検索機能を実装すること。
 - ・サイト内検索は、無償で利用できるASPサービスを導入し、閲覧者側にてフリーワードでの検索ができること。
 - ・外国語翻訳については、ASPサービス等により外国語に自動翻訳される仕組みを導入することとし、既に自治体で導入されているサービスであること。
- なお、外部サービスの使用変更が伴う場合は、市と別途協議すること。

(6) カテゴリ再分類等のサイト設計

(ア) 情報分類設計

- ・現行サイトの課題改善に有効な情報の分類案を提案すること。
- ・提案に際しては、「3. (4) 現行サイトの調査分析と問題箇所、弱点の抽出」で得られた課題について、情報分類で解決できるものを抽出し、これを解決できる具体的なカテゴリ案を提出すること。「新カテゴリ案」は、該当するカテゴリが存在しないといったことのないように網羅性を担保すること。

(イ) ナビゲーション設計

- ・現行サイトの課題改善に有効なナビゲーションを提案すること。
- ・グローバルナビゲーション、サブナビゲーション（コンテンツによって異なるメニュー）等を定義し、ページテンプレートごとに画面設計書（ワイヤーフレーム）に記載して提出すること。

(7) アクセシビリティ対策

(ア) アクセシビリティ J I S への対応、総務省みんなの公共サイト 運用ガイドライン (2016 年版) への対応

- ・JIS X 8341-3:2016 に準拠し、ホームページ全体の達成基準が「レベルA、AA」を原則満たすこと。
- ・ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき試験を実施し、結果を報告すること。
また、試験結果の公表に際してもページ作成など全面的に支援すること。
- ・アクセシビリティ試験の結果を「アクセシビリティ試験結果報告書」（成果物C）として紙面で提出すること。
- ・過去5年以内に、人口3万人以上の市町等のウェブサイトに対して、JIS X 8341-3:2016 の「等級A、AA」に準拠した実績があること。

(イ) アクセシビリティチェック機能

生成されるコンテンツが、JIS X 8341-3:2016 の「レベルAA」までを満たしていることを自動でチェックする機能を有すること。

(ウ) アクセシビリティガイドラインの作成

アクセシビリティ JIS X 8341-3:2016 版に基づいた、初心者向けの「アクセシビリティガイドライン」（成果物E）を紙面で提出すること。ガイドラインは専門的知識がない職員でも理解できるよう、要件ごとに事例（適切な事例および不適切な事例）を示し、「なぜ問題なのか」といった根拠と、対応方法について記していること。

(8) 現行サイトからCMSへのデータ移行

(ア) 移行対象

移行対象は「1. (7) 移行対象ページ数」で示すとおり、計2000ページ程度を想定しており、費用見積りについては、同ページ数で作成すること。

(イ) 移行計画

スケジュール、本市及び受託事業者の役割分担、完了時の検証方法等、全体的なルールを記した「移行計画書」を作成すること。

(ウ) コンテンツパターンごとの移行方法の検討および確定

本事業では、新CMSに入れ替え導入する場合には、データの単純移行ではなく、主にアクセシビリティ上の問題等を改善しながら移行を行う。

(エ) 移行要件

移行時の作業手順やアクセシビリティ・ユーザビリティ対応（データの移行、品質改善）について（別紙3）移行ページ修正内容一覧のとおり修正移行すること。

(オ) 移行の実施

添付されている画像・文書ファイル等も併せて移行すること。

- ・CMSへ取り込んだ全2000ページについて、受託事業者にて品質改善を行うこと。
- ・移行後のコンテンツは、職員がCMSを用いて修正、公開、削除が行える状態すること。
- ・移行期間中に発生した差分についても職員が確実に移行できるよう支援すること。

(カ) 移行対象データの提供

移行対象データについて、本市からの提供は想定せず、受託事業者による現公開サイトからの移行データ取得を想定している。

なお、具体的な作業については、協議の上行うこととする。

(キ) 移行後の検証

- ・移行作業後のページは、3. (7). (ア) ~ (ウ) のアクセシビリティに関するチェックを満たすとともに、3. (2). (イ) ウェブコンテンツの形成で示す各ブラウザで適切に表示されるかを確認すること。
- ・本市の検証において不備が発覚した場合は、受託事業者にて修正対応を行うこと。

(9) 各種マニュアル、各種ガイドライン等ドキュメント類の作成

(ア) アクセシビリティガイドラインの作成

本市と協議のうえ、アクセシビリティ配慮の重要性や具体的な対応方法を記した「アクセシビリティガイドライン（成果物E）」を作成すること。

また、ガイドラインは、イラストや写真を用いて分かりやすく作成し、アクセシビリティについての知識が無くても理解できるように平易な用語を用いること。

(イ) 操作マニュアルの作成

各マニュアルは、CMSパッケージに標準で付属するものではなく、本市における運用の実情や要望を反映して作成し、本市の業務内容と実施手順に沿って一連の操作方法を解説すること。

【作成者及び承認者向けマニュアル】

- (1) 「作成者向け・承認者向けのマニュアル（成果物K）」をそれぞれ作成すること。
- (2) イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。
- (3) 業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

【管理者向けマニュアル】

- (1) 「管理者がシステムを運用するためのマニュアル（成果物L）」を作成すること。
- (2) イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。

(10) 操作研修の実施

職員が本業務に理解を深めるとともにシステムへの習熟を深めることができるよう、以下のとおり操作研修を行うこと。

(ア) 操作説明、研修会

職員がシステムの操作方法を習熟できるよう講師が実際にCMSを操作しながら説明する形式の研修会を実施すること。

対象	人数	時間・回数	主な内容
作成者・承認者向け	60人	2時間×2回 (1回30人)	・システムの説明、ページ作成方法 ・ページ作成から公開までの流れ ・アクセシビリティの基礎知識やガイドラインの説明 ・個別操作研修 等
サイト管理者向け	5人	2時間×1回	・システムの説明、各種管理機能の説明 ・テンプレートの修正方法 ・個別操作研修 等

(イ) 研修用資料

研修用資料（データ納品）の作成は受託事業者が行うこと。（印刷については、本市で行う。）

(ウ) 研修環境

研修会場、プロジェクター、スクリーンは、本市が用意する。ただし、研修用のサーバの環境設定、講師用PC、インターネット環境等は受託事業者が行うこと。

4. 運用・保守に関する要件

新サイト運用開始から年度末まで（公開日から令和2年3月31日）の運用・保守作業は、本業務内で行うこと。なお、令和2年4月以降の運用・保守については、3年間受託事業者と別途契約を想定しており、3年間の保守費用も算出すること。保守業務の内容は、以下を想定している。

(1) 運用管理

- ・システムの運用・保守については、必要に応じて情報処理技術者や機器等の保守要員を配置するなど、作業が適切かつ効果的に実施できる体制整備、人員配置を行うこと。
- ・使用する全てのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、本市と協議の上、提供及び訂正作業を行うこと。
- ・ホームページ担当部署職員から本システムに関する各種問合せに対応すること。
- ・ソフトウェアやコンテンツ等に脆弱性が発見された場合は、パッチを適用する等のセキュリティ対策を行うこと。
- ・CMSソフトウェアの不具合対応やセキュリティ対策を目的とした修正パッチ適用を実施すること。

- ・システム変更があった場合、操作マニュアルについても適用し、最新版を電子データで提供すること。
- ・データバックアップを1日1回×3世代以上実施すること。
- ・アクセス解析等、技術的保守に限定しない運用支援を行うこと。

(2) システム保守

- ・システムの安定的運用を図るため、ソフトウェアに関して定期的な保守を行い、継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供（保守費用も含む）、管理を行うこと。
- ・セキュリティ上の脆弱性または不具合等が発見された場合は、原則として無償かつ早急な対応をすること。
- ・ウイルス対策ソフトの定義ファイルの更新ならびにライセンス更新作業を必要に応じて随時実施すること。
- ・公開環境のSSLサーバ証明書のライセンス更新作業を必要に応じて随時実施すること。

(3) コンテンツ保守

保守費用の範囲内で以下の対応を行うこと。

- ・トップページ、テンプレートの改修や軽微なサイト構成の変更など、サイト管理者が行えない場合の支援
- ・機構改革や人事異動に関する設定変更の支援
- ・本市からCMSにアクセスできなくなった場合、必要なページの作成、更新作業等の支援
- ・その他コンテンツ維持に必要な使用料

(4) 障害対応

- ・障害が生じた時は、本市に迅速に連絡するとともに、直ちに復旧対応及びデータの普及作業を行うこと。また、本市が障害を発見した時には、本市からの問合せに対応すること。
- ・障害対策終了後、その原因を分析し、同様の障害が発生しないように防止策を講じること。

(5) 災害時・緊急時の対応

- ・休日、夜間であっても迅速に対応すること。
- ・緊急時の支援として、サイト管理者からの電話やメールでの作業依頼（災害版トップページへの切替えや、必要ページの作成、更新作業等）に対応すること。

(6) 問合せ対応

窓口を一本化し、CMS操作、ホームページ全般について、メール、電話で問題解決対応の実施を行うこと。対応時間は原則として年末年始や祝日を除く、平日の開庁時間内の対応（月曜日～金曜日の8時30分から17時15分まで）でよいが、緊急時の場合は協議のうえ柔軟に対応すること。

5. 検査・納品

(1) テスト運用と検査

新公式ホームページが本仕様書に示す要件を満たしたうえで、本稼働できるかどうかを十分に検証、テストした上で、納品すること。

また、本市は納品日から10営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託事業者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納品すること。その際、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

(2) 成果品の納品

以下の成果物を電子データ（Word、Excel、PowerPoint等の形式とPDF形式でCD-ROMに保存）及び紙媒体（各2部）で納品すること。

- ①CMS設定・手順書（成果物A）
- ②CMSライセンス証書等（成果物B）
- ③アクセシビリティ試験結果報告書（成果物C）
- ④アクセシビリティガイドライン（成果物E）
- ⑤アクセスログ分析レポート（成果物F）
- ⑥ユーザビリティ及び地域セールス向上のための問題調査レポート（成果物G）
- ⑦ユーザビリティ及び地域セールス向上のためのルール（成果物H）
- ⑧デザイン定義書
- ⑨移行計画書
- ⑩作成者向け・承認者向けのマニュアル（成果物K）
- ⑪管理者向けマニュアル（成果物L）
- ⑫打合せ会議録
- ⑬デザインに使用した画像データ一式（加工可能なデジタルデータ形式（PSD、AI等）で納品すること。また、当該データを利用して、本市が新たな画像を作成することを承諾すること。）

6. その他の留意事項

(1) 機密保護

本市が個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(2) 打合せ及び連絡調整

仕様の確認等を行うため、本業務の履行期間内は1カ月ごとに本市にて打合せを行い、打合せ実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月2回以上行うこと。

(3) 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を本市に書面で提示し、

了承を得ること。また、受託事業者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。

(4) 瑕疵担保責任

委託業務終了後、1年間は瑕疵担保期間とし、運用開始後に判明した本業務に係る瑕疵は受託事業者にて無償で改修すること。

(5) 権利の帰属

サイト作成に関する一切の著作権は本市に属するものとする。ただし、オペレーティングシステム、ミドルウェア、CMS等のパッケージは含まない。

(6) 追加提案

本業務の仕様は、現在本市が最低限必要と考えているものである。受託事業者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

(7) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託事業者は本市と協議を行うこと

問合せ先及び各種書類の提出先

山県市役所 企画財政課

〒501-2192 山県市高木1000番地1

電話 0581-22-6825

FAX 0581-27-2075

E-mail kikaku@city.gifu-yamagata.lg.jp